

令和5年度における下請法の運用状況  
及び  
中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和6年6月7日  
公正取引委員会



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

## 下請法の運用状況

- 1 令和5年度の勧告件数13件(直近10年度で最多)
- 2 ピラミッド状の下請構造を持つ自動車産業において、下請構造の頂点に位置する完成車メーカーによる減額事件については是正勧告を行うなど、サプライチェーン全体における価格転嫁が重要な政策目標となっている昨今において社会的に意義ある事件について積極的に対処

[単位：名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等（注1）	46,900	199,138	246,038
役務委託等（注2）	33,100	130,862	163,962
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等	37,993	176,799	214,792
役務委託等	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

# ○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

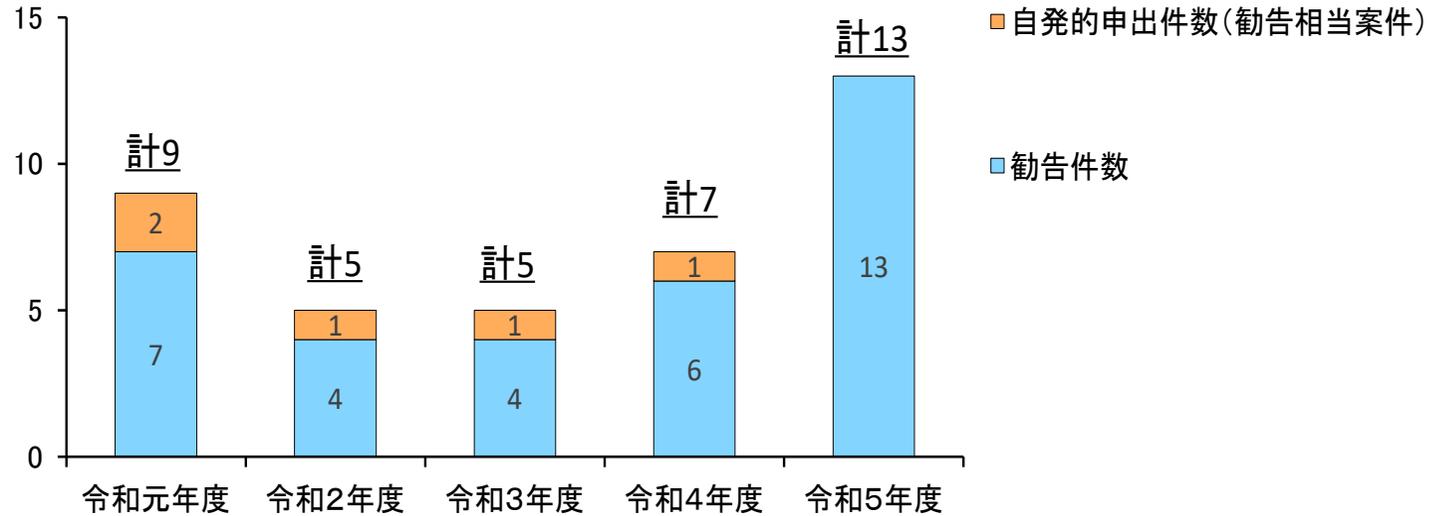
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838

(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

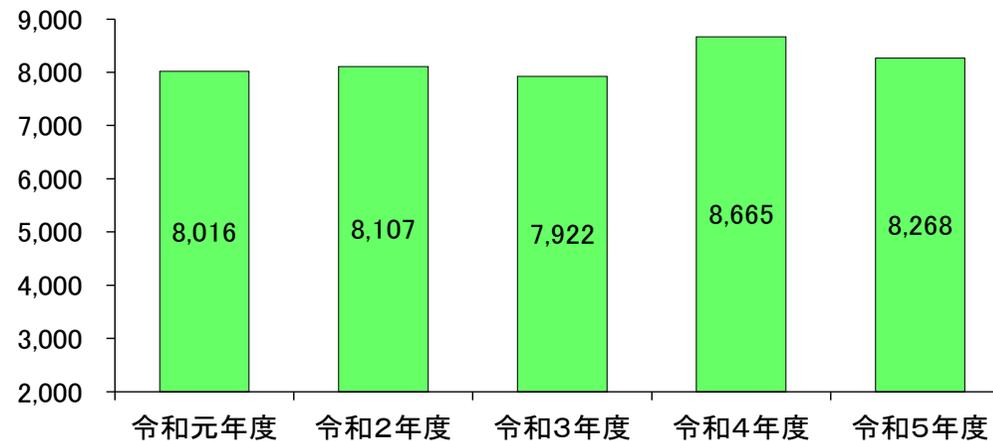
## 勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



## 指導件数の推移

[単位：件]



# ○主な勧告事件の概要

## 1 価格転嫁に関連するもの(減額)

日産自動車(株)は、令和3年1月から令和5年4月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者36名に対し、**総額30億2367万6843円**であり、日産自動車(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

### 【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 経営責任者を中心とする下請法の社内遵法管理体制を整備すること。

## 2 金型に関連するもの(不当な経済上の利益の提供要請)

① サンケン電気(株)は、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者に無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

サンケン電気(株)は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、**総額1136万9160円**を下請事業者に支払っている。

② サンデン(株)は、遅くとも令和4年1月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する金型及び治具を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。サンデン(株)は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者に支払っている。

③ ニデックテクノモータ(株)は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

ニデックテクノモータ(株)は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、**総額1812万4480円**を下請事業者に支払っている。

### 【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

# ○主な勧告事件の概要

## 3 発注取消しに関連するもの(不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)

王子ネピア(株)は、令和3年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者1名に対し、2622万7735円超であり、王子ネピア(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

### 【主な勧告の内容】

- 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

## 4 違反行為が多岐にわたるもの

(株)ビッグモーターは、次の行為を行っていた。

### ① 買ったたき

令和3年12月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者1名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

### ② 購入等強制

令和3年12月頃から令和5年4月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者9名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。

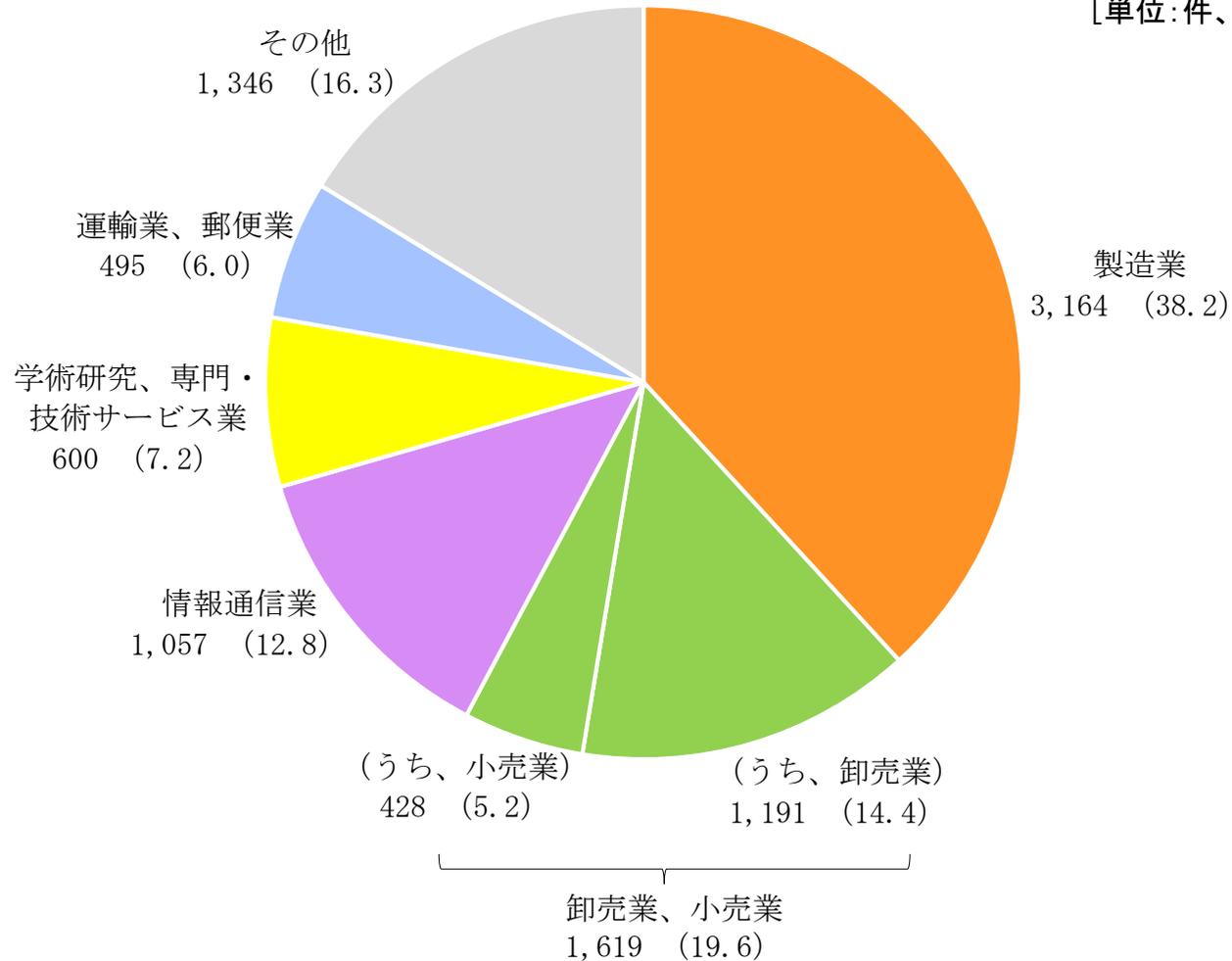
### ③ 不当な経済上の利益の提供要請

遅くとも令和3年8月頃から令和5年6月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪又は生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者5名に対し、経済上の利益を提供させていた。

### 【主な勧告の内容】

- 弁護士等の有識者からなる独立した第三者をして、下請事業者から申出を受け付ける窓口を設置し、令和3年8月以降、自社から下請法上問題のある行為を受けたことがないかを照会すること。
- 照会結果等に基づき、当該第三者をして調査を行わせるとともに、下請法上の問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること。
- 調査の状況及び下請事業者の利益を保護するために採った措置の状況について、公正取引委員会に報告するとともに、概要等を公表すること。

[単位:件、(%)]

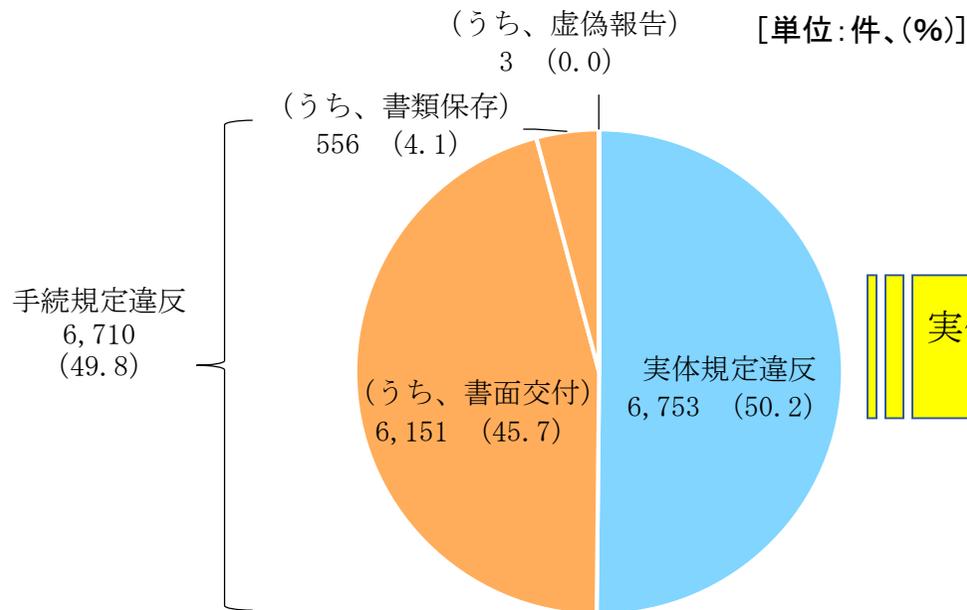


(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

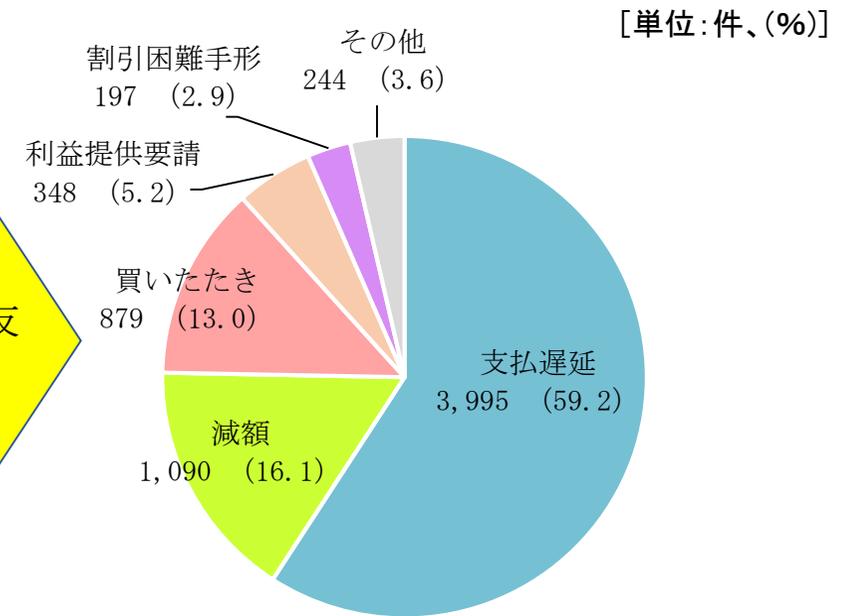
(注2) ( )内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

# ○類型別件数(13,463件)の内訳、実体規定違反件数(6,753件)の行為類型別内訳

## 類型別件数(13,463件)の内訳



## 実体規定違反件数(6,753件)の行為類型別内訳



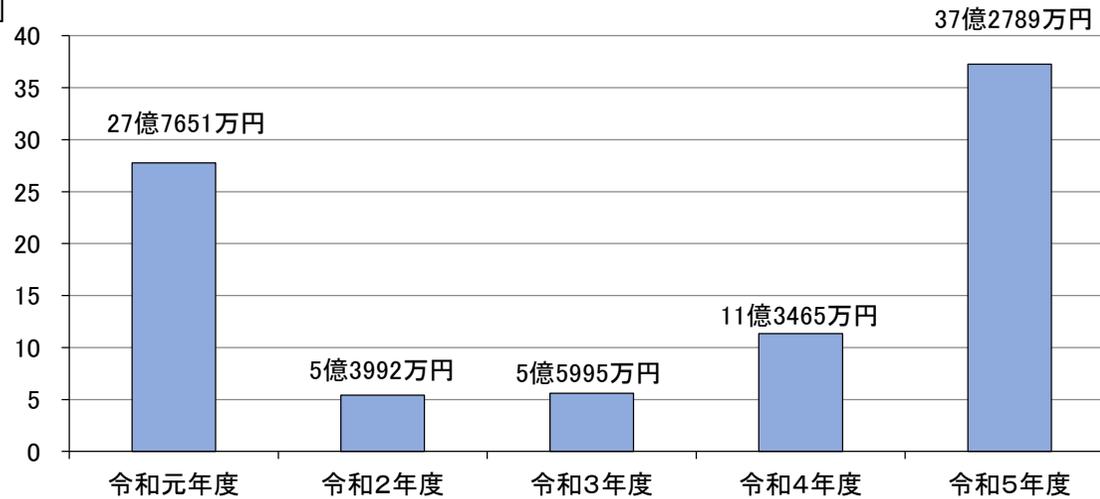
(注) ( ) 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。  
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

# ○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

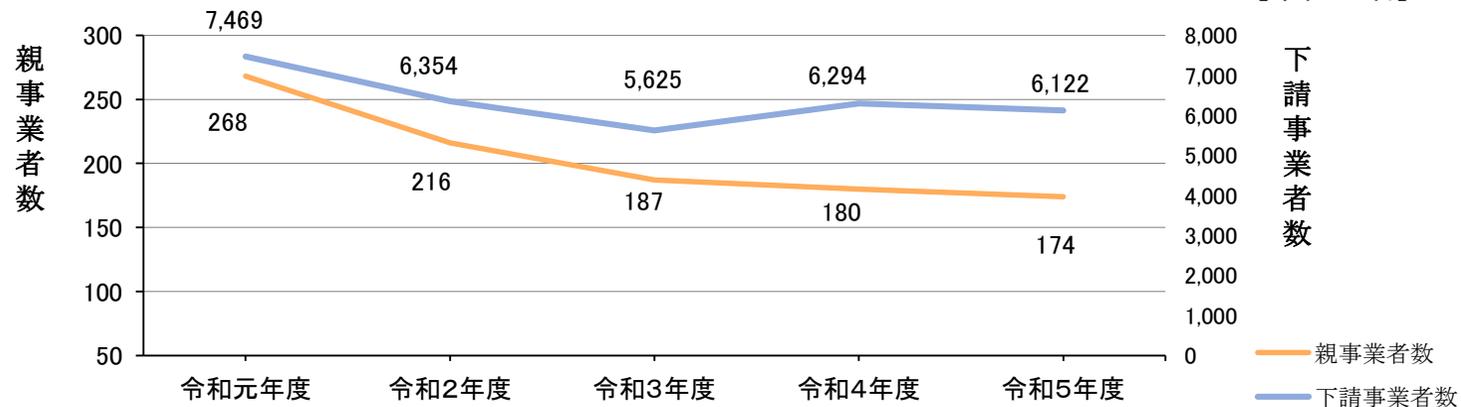
## 原状回復額の推移

[単位：億円]



## 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]



# ○自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

## 自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規に受けた自発的な申出の件数	78件	24件	32件	23件	39件
処理した自発的な申出の件数	46件	58件	34件	20件	39件
自発的申出による原状回復の金額	5849万円	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	1,926名	3,230名	433名	91名	2,158名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表<sup>(注)</sup>）。

(注) [https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

## 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

# ○適切な価格転嫁の実現に向けた取組

## (1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

### <指針の内容>

- ✓取組方針を経営トップまで上げて決定
- ✓発注者側からの定期的な協議の実施
- ✓価格交渉の際、公表資料を用いること

等



- **周知徹底**（全国8ブロックでの説明会、「地方版政労使会議」の機会の活用等）
- 指針の実施状況について**フォローアップのための特別調査を実施**
- **独占禁止法、下請法に基づく厳正な対処**

## (2) コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和5年12月）

### <調査結果>

- ✓発注者8,175社に対し注意喚起文書を送付
- ✓送付件数の回答者数に占める割合は、令和4年の調査と比較して4.1ポイント減少
- ✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展



### ● **調査結果を踏まえた事業者名の公表**

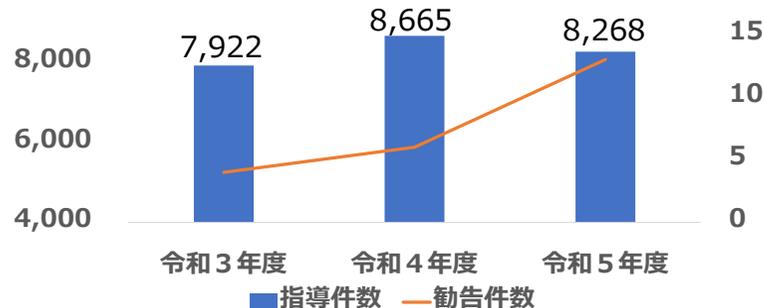
令和6年3月15日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者10名**について、独占禁止法第43条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

## (3) 買ったとき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行

### <令和5年度の下請法執行状況>

- ✓8,268件の指導
- ✓13件の勧告（下請法違反の認定、事業者名の公表）

勧告・指導件数の推移（単位：件）





# ○手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の 指導基準の変更等について（令和6年4月30日）

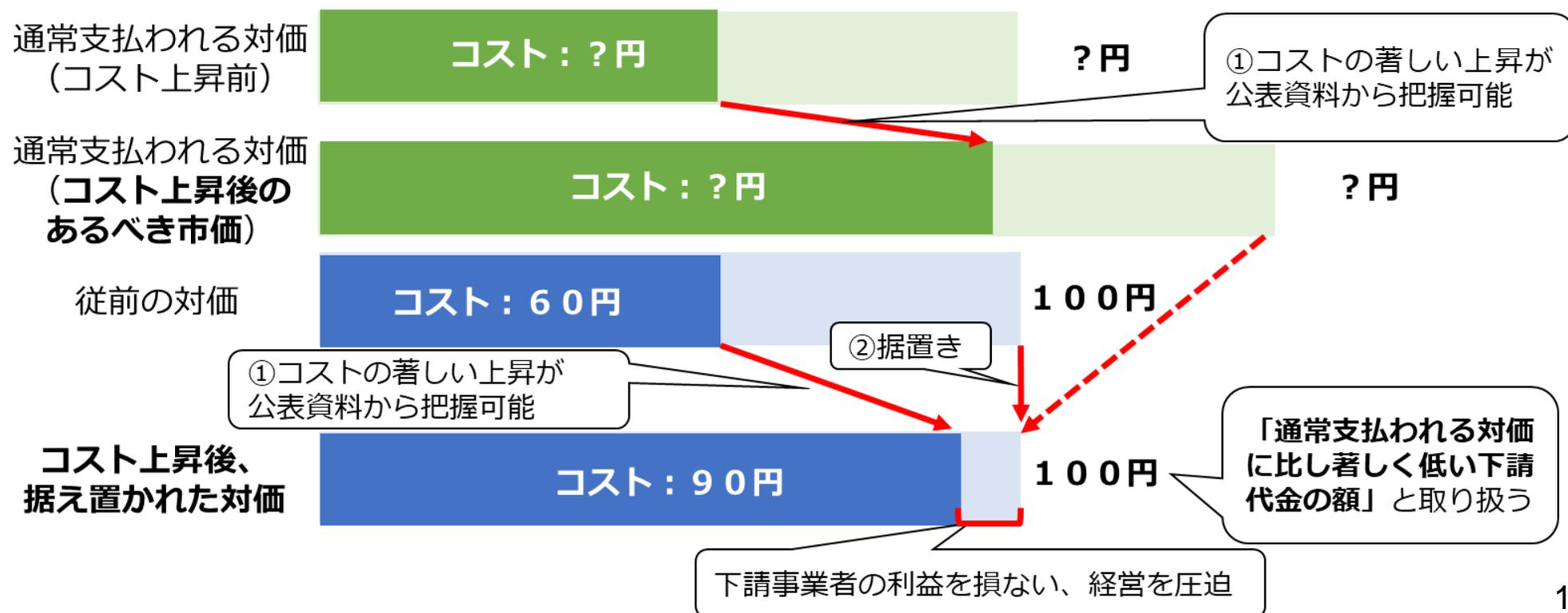
## 指導基準の変更等

- 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）を下請法の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導してきた。
  - 上記に関し、公正取引委員会は、下請事業者の資金繰りを確保する観点から、近年、中小企業庁と連名で、関係業界団体等に、下請代金の支払はできる限り現金によるものとする事と併せて、手形等のサイトについては60日以内とするよう努めることを要請してきた。
- ↓
- 今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案し、指導基準について、**業種を問わず60日に変更。**
  - **令和6年11月1日以降**、親事業者が下請代金の支払手段として、**サイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合**、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして**指導**。

## 関係団体等への配慮要請

- 指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、**自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要。**
- ↓
- 公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、**サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、関係事業者団体、関係省庁及び金融機関等に要請文を発出。**

- ① コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、② 据え置かれている対価は、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、上記①及び②に該当する下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化する。
- ただし、買ったときに該当するためには、別途「不当に定める」の要件も満たすことが必要。



改正後

改正前

5 買ったたき

(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

イ 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

5 買ったたき

(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。

買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

本指針  
の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する 法律施行に向けた準備状況

## 概要

- 令和5年5月、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）が公布。  
**令和6年11月1日施行。**
- 本法における規律・執行
  - ①取引の適正化（取引条件の明示、期日内の報酬支払、報酬減額の禁止等） →公正取引委員会及び中小企業庁が執行
  - ②就業環境の整備（ハラスメント対策に係る体制整備、育児介護等に対する配慮等） →厚生労働省が執行
- 公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省及び内閣官房で連携し、本法の円滑な施行に向け準備中。

## 1. 下位法令等の整備

- **「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催**（令和5年8月～12月。座長：武田邦宣 大阪大学教授）。政令・規則事項について議論（計7回）。令和6年1月19日、**検討会報告書を公表**。
- 有識者検討会での議論やフリーランスに係る取引実態等を踏まえて、**本法の政令、規則、ガイドライン**の原案を作成。**意見公募手続を実施**（令和6年4月12日～同年5月11日）し、フリーランスや発注事業者等から計114件の意見が寄せられた。
- 令和6年5月31日、提出された意見等を踏まえた上で、所要の修正を行い、**本法の政令等の成案を公表**。

## 2. 周知・広報

- **本法に係る説明動画、リーフレット、ポスター**の作成や、**YouTube動画、定期的なSNS投稿**による情報発信など、本法の周知・広報活動を実施中。
- 今後も、施行に向けて、引き続きSNSによる積極的な情報発信を行うとともに、**パンフレット**の作成などのコンテンツの充実を図るほか、全国での**説明会、インターネット広告等**の多様な媒体を用いた広報活動を実施予定。

## 3. 体制整備

- 令和6年4月1日、本法に違反する行為の未然防止や、本法の迅速かつ適切な執行を実現するため、**フリーランス取引適正化室を新設**。

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]  
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、  
①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]  
① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること  
② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること  
③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと  
④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること  
⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること  
⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること  
⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

令和6年6月5日  
公正取引委員会

## 第1 下請法の運用状況

### 1 定期調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

#### (1) 定期調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者80,000名及び当該親事業者と取引のある下請事業者330,000名を対象に定期調査を実施した。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等（注1）	46,900	199,138	246,038
役務委託等（注2）	33,100	130,862	163,962
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等	37,993	176,799	214,792
役務委託等	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

なお、令和5年度は、①令和4年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和5年度の下請法上の重点立入業種として選定された5業種、②令和4年度定期調査で金型取引が認められた業種、③転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果（令和4年12月14日公表<sup>(注)</sup>）で違反行為が多く認められた業種、④フリーランスとの取引が見込まれる業種等について重点的に調査するため、調査対象となる親事業者数を令和4年度から10,000名拡大したものである。

また、下請事業者を対象とした定期調査においては、

- ①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること
- ②定期調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること
- ③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を案内することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(注) [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221214\\_jisyutenken.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221214_jisyutenken.html)

## (2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（「申告」）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（令和4年1月26日に設置した「違反行為情報提供フォーム」に関しては、後記第2の4(2)を参照）。

また、当委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、当委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(1)イ(イ)参照）。

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

#### ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,232件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが8,120件、下請事業者等からの申告によるものが112件である。

#### イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,328件であり、このうち、8,281件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数(注1)				処 理 件 数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置			不 問	計
					勧告	指 導(注2)	小 計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838

(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

(7) 勧告(第1図及び別紙1参照)

令和5年度の勧告件数は13件であり、そのうち、製造委託等に係るものが12件、役務提供委託に係るものが1件であった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり(令和元年度以降の勧告事件については、参考資料を参照)、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が6件、返品が2件、買ったたきが1件、購入等強制が3件、不当な経済上の利益の提供要請が4件、やり直し等が1件となっており(注)、ピラミッド状の下請構造を持つ自動車産業において、下請構造の頂点に位置する完成車メーカーによる事件については是正勧告を行うなど、サプライチェーン全体における価格転嫁が重要な政策目標となっている昨今において、社会的に意義ある事件について勧告を行った。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案(第3表及び第1図参照)

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表(注1))。

令和5年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は39件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は39件であった。

令和5年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,158名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7770万円相

当の原状回復が行われた<sup>(注2)</sup>。

(注1) [https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

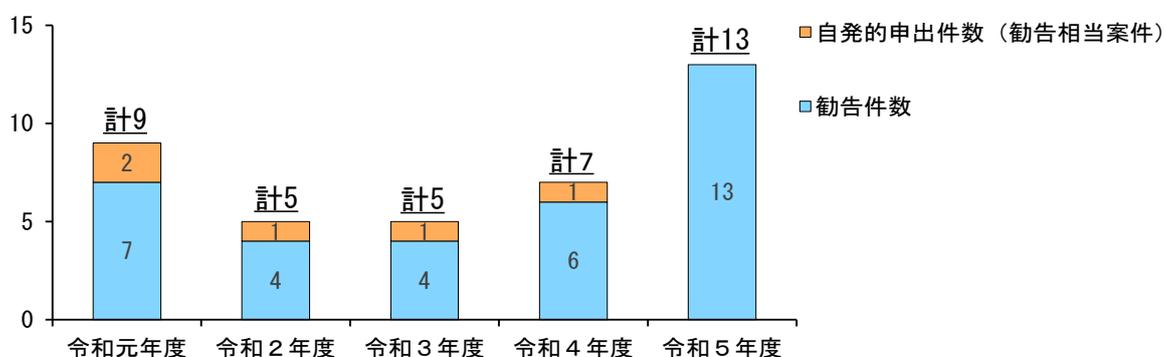
(注2) 後記(4)記載の金額に含まれている。

第3表 自発的な申出の件数等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規に受けた自発的な申出の件数	78件	24件	32件	23件	39件
処理した自発的な申出の件数	46件	58件	34件	20件	39件
自発的な申出による原状回復の金額	5849万円	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円
自発的な申出により原状回復を受けた下請事業者数	1,926名	3,230名	433名	91名	2,158名

第1図 勧告件数及び自発的な申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

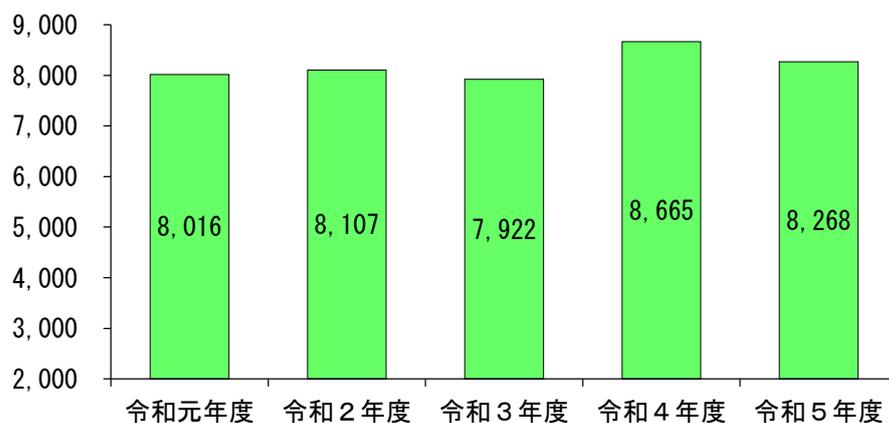


(ウ) 指導（第2図参照）

令和5年度の指導件数は8,268件であり、そのうち製造委託等に係るものが5,329件、役務委託等に係るものが2,939件であった。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



(イ) 買ったたきに関連する下請法違反実例（別紙 1 及び別紙 2 参照）

公正取引委員会は、令和 3 年 9 月 8 日に公表した「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」において、親事業者に対して違反行為の改善を求める際に、最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連して、下請事業者に不当なしわ寄せを行わないよう注意喚起文書を交付し要請することとしたところ、令和 5 年度においては、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者 8,281 名に対し、最低賃金の引上げ等に伴い、下請事業者に対し買ったたき、下請代金の減額、支払遅延等の下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

また、当委員会は、令和 5 年 5 月 30 日、令和 4 年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和 5 年度の下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の 5 業種を選定し（後記第 2 参照）、令和 5 年度は、これらの業種の事業者に対し、187 件の立入調査を実施した。

さらに、当委員会は、令和 5 年度において、買ったたきに関して 1 件の勧告を行った（別紙 1 参照）。

買ったたきに関連するその他の下請法違反の実例は別紙 2 のとおりである。

(ロ) 金型に関連する下請法違反実例（別紙 1 及び別紙 2 参照）

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和 2 年 12 月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されているところ、令和元年 8 月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年 12 月には報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に対処することとしているところ、令和 5 年度においては、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具等について、当該金型及び治具等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していたとして、3 件の勧告を行った（別紙 1 参照）。また、令和 5 年 12 月 15 日、中小企業庁との連名で、金型の関係事業者団体に対して、会員への勧告事例の周知等を内容とする要請を行った。

金型に関連するその他の下請法違反の実例は別紙 2 のとおりである。

(ハ) 下請代金支払の適正化に関連する取組

公正取引委員会は、中小事業者等の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、中小企業庁との連名で、関係事業者団体約 1,400 団体に対して、おおむね 3 年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを 60 日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を令和 3 年 3 月 31 日に行った。

こうした中で、当委員会は、令和 5 年度、下請法違反行為について改善指

導を行った親事業者 8,281 名に対し、当該指導に加えて、令和 3 年 3 月 31 日付け要請の内容に関する注意喚起を行った。

手形等のサイト短縮に向けた取組については後記第 2 の 4 (3) エ参照。

(4) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和 4 年 5 月 20 日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした（後記第 2 参照）。当委員会は、令和 5 年度には、14 件について、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙 3 参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,281 件の地区ごとの内訳は別紙 3 のとおりである。

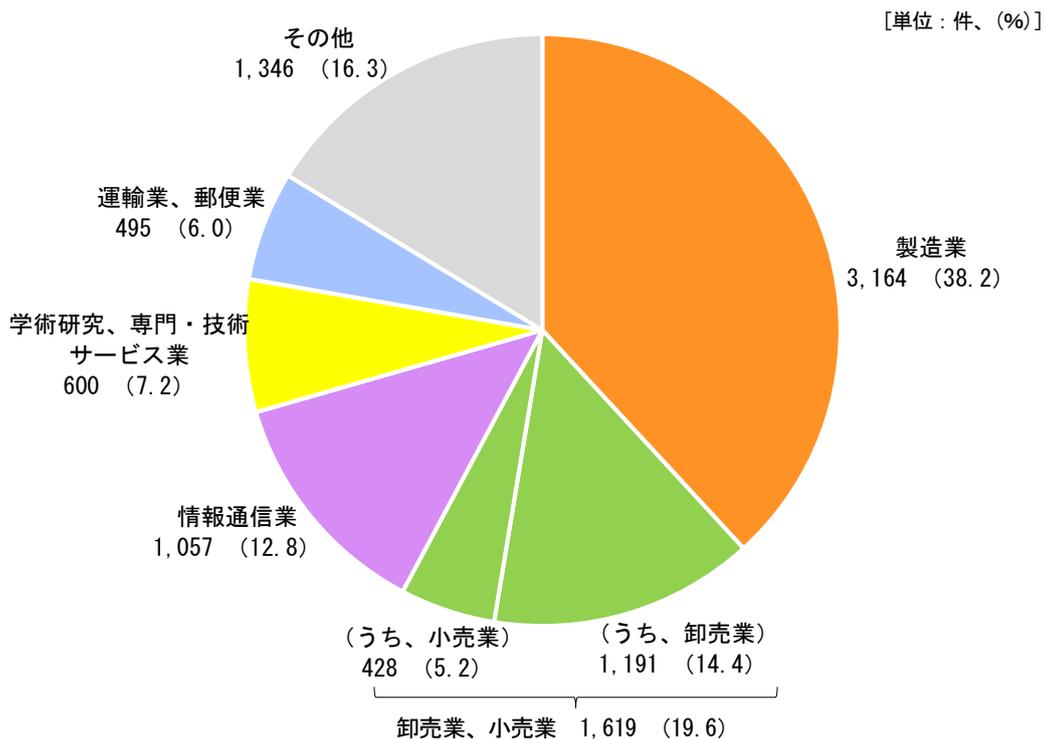
地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,250 件、51.3%）、②近畿地区（1,301 件、15.7%）、③中部地区（809 件、9.8%）がこれに続いている。

(2) 措置件数の業種別内訳

ア 全体の状況（第 3 図参照）

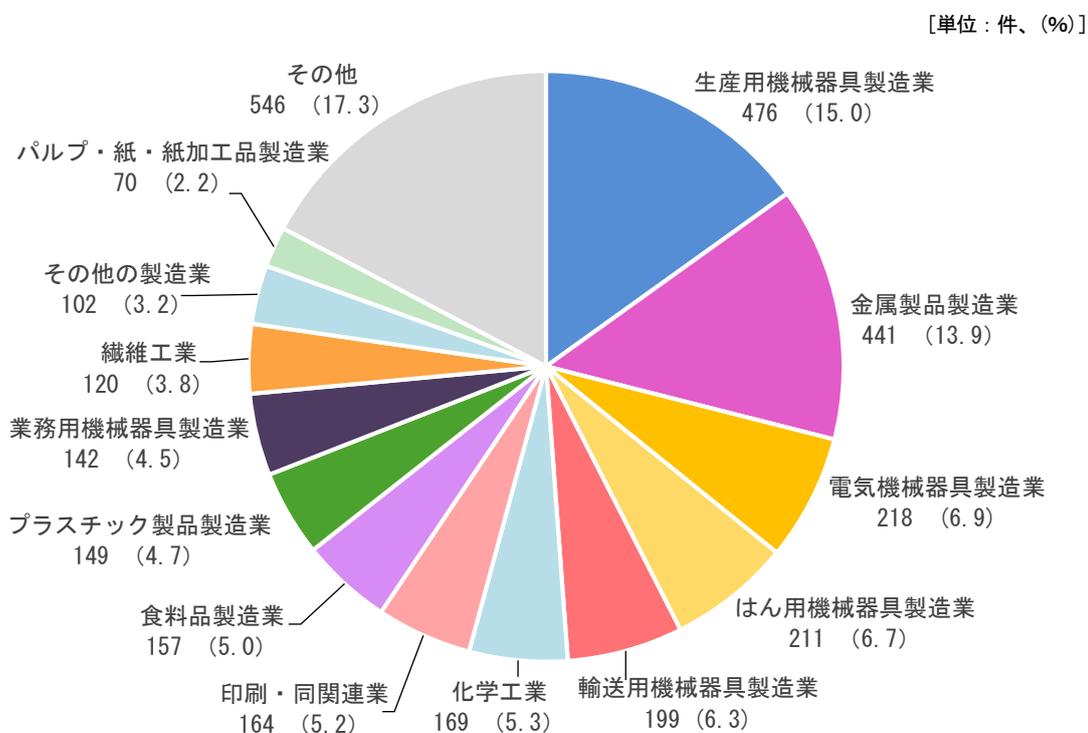
下請法違反事件に係る措置件数は 8,281 件であり、措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（3,164 件、38.2%）、②卸売業、小売業（1,619 件、19.6%）、③情報通信業（1,057 件、12.8%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

第3図 措置件数（8,281件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注) ( ) 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第3-1図 製造業に対する措置件数（3,164件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

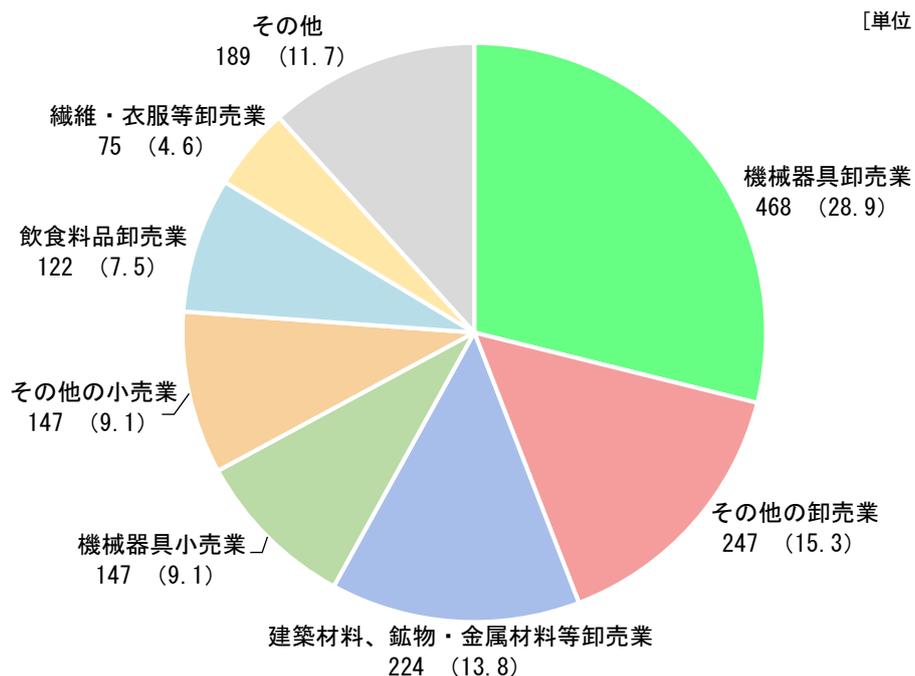


(注) ( ) 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

### 第3-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,619件）の内訳

（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、(％)]

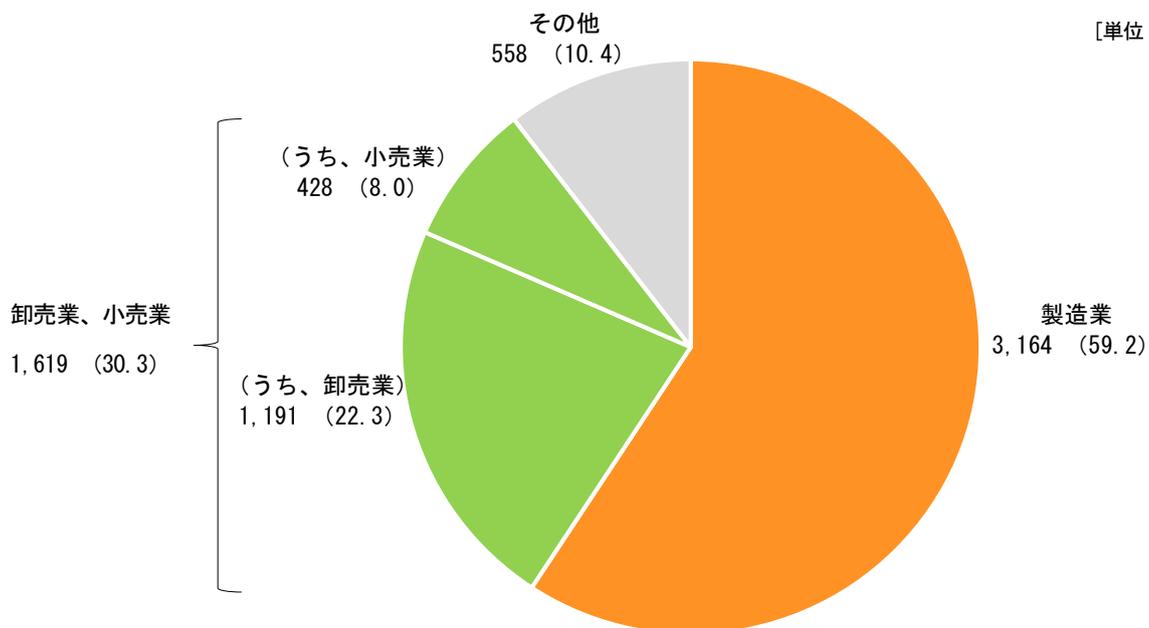


(注) ( ) 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

### イ 製造委託等の状況（第4図参照）

第4図 製造委託等に係る措置件数（5,341件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

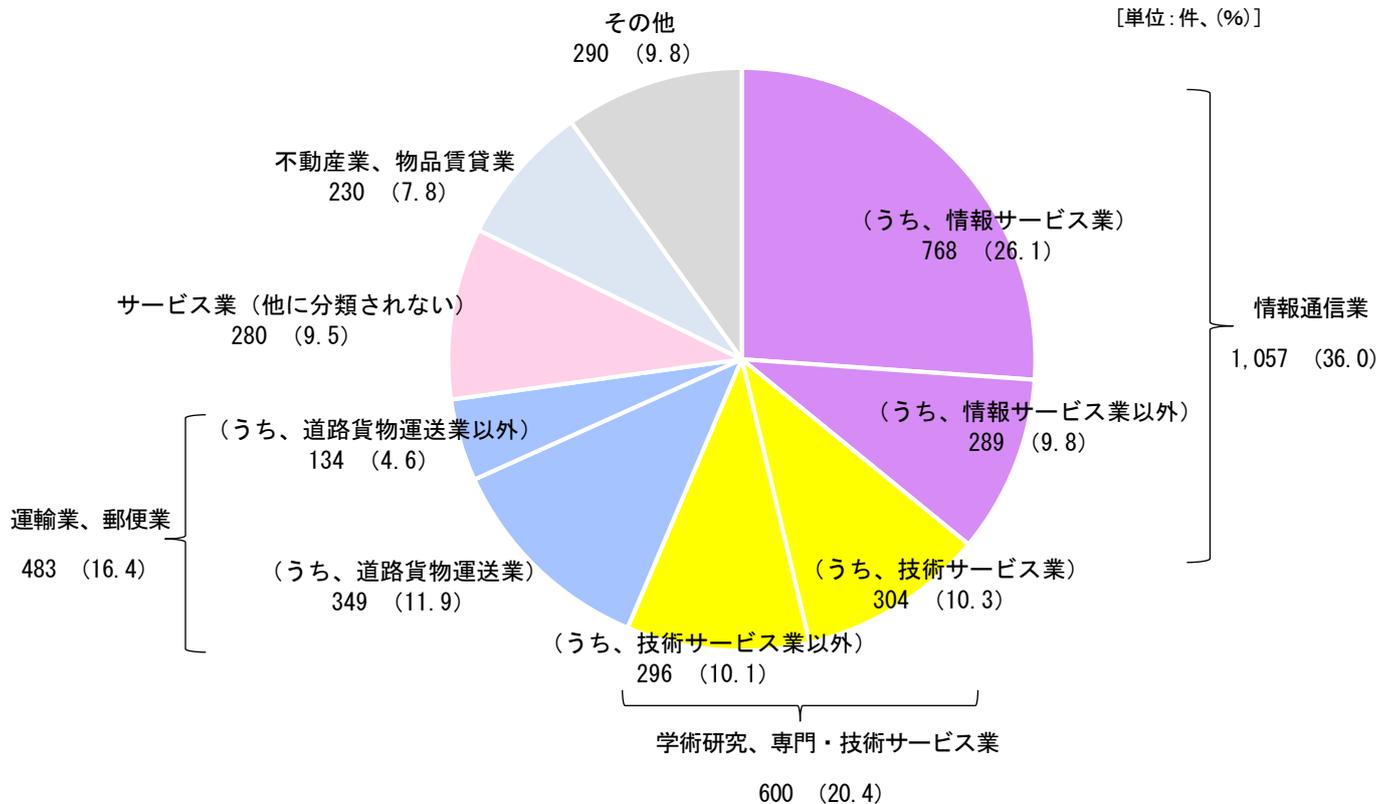
[単位：件、(％)]



(注) ( ) 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第5図参照）

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,940件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) ( ) 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

(ア) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で13,463件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）が6,710件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が6,753件となっている。

(イ) 実体規定違反件数6,753件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が3,995件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の59.2%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が1,090件（同16.1%）、③買ったたきが879件（同13.0%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約9割を占めている。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

	手続規定				実体規定													合計
	書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和5年度	6,151 (91.7)	556 (8.3)	3 (0.0)	6,710 (100)	48 (0.7)	3,995 (59.2)	1,090 (16.1)	21 (0.3)	879 (13.0)	41 (0.6)	61 (0.9)	197 (2.9)	348 (5.2)	73 (1.1)	0 (0.0)	6,753 (100.0)	13,463	
製造委託等	4,149 (92.5)	335 (7.5)	3 (0.1)	4,487 (100)	43 (1.0)	2,352 (53.5)	827 (18.8)	20 (0.5)	558 (12.7)	20 (0.5)	60 (1.4)	187 (4.3)	292 (6.6)	38 (0.9)	0 (0.0)	4,397 (100.0)	8,884	
役務委託等	2,002 (90.1)	221 (9.9)	0 (0.0)	2,223 (100)	5 (0.2)	1,643 (69.7)	263 (11.2)	1 (0.0)	321 (13.6)	21 (0.9)	1 (0.0)	10 (0.4)	56 (2.4)	35 (1.5)	0 (0.0)	2,356 (100.0)	4,579	
令和4年度	6,697 (88.9)	834 (11.1)	0 (0.0)	7,531 (100)	49 (0.7)	4,069 (57.3)	1,273 (17.9)	22 (0.3)	913 (12.9)	50 (0.7)	71 (1.0)	225 (3.2)	349 (4.9)	73 (1.0)	4 (0.1)	7,098 (100.0)	14,629	
製造委託等	4,271 (89.7)	492 (10.3)	0 (0.0)	4,763 (100)	36 (0.8)	2,273 (52.3)	860 (19.8)	19 (0.4)	524 (12.1)	31 (0.7)	61 (1.4)	211 (4.9)	278 (6.4)	52 (1.2)	3 (0.1)	4,348 (100.0)	9,111	
役務委託等	2,426 (87.6)	342 (12.4)	0 (0.0)	2,768 (100)	13 (0.5)	1,796 (65.3)	413 (15.0)	3 (0.1)	389 (14.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	14 (0.5)	71 (2.6)	21 (0.8)	1 (0.0)	2,750 (100.0)	5,518	
令和3年度	5,401 (88.1)	732 (11.9)	0 (0.0)	6,133 (100)	48 (0.6)	4,900 (62.2)	1,195 (15.2)	11 (0.1)	866 (11.0)	48 (0.6)	72 (0.9)	293 (3.7)	332 (4.2)	101 (1.3)	12 (0.2)	7,878 (100)	14,011	
製造委託等	3,703 (89.2)	450 (10.8)	0 (0.0)	4,153 (100)	40 (0.8)	2,909 (57.9)	826 (16.4)	9 (0.2)	493 (9.8)	29 (0.6)	62 (1.2)	282 (5.6)	290 (5.8)	79 (1.6)	9 (0.2)	5,028 (100)	9,181	
役務委託等	1,698 (85.8)	282 (14.2)	0 (0.0)	1,980 (100)	8 (0.3)	1,991 (69.9)	369 (12.9)	2 (0.1)	373 (13.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	11 (0.4)	42 (1.5)	22 (0.8)	3 (0.1)	2,850 (100)	4,830	

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

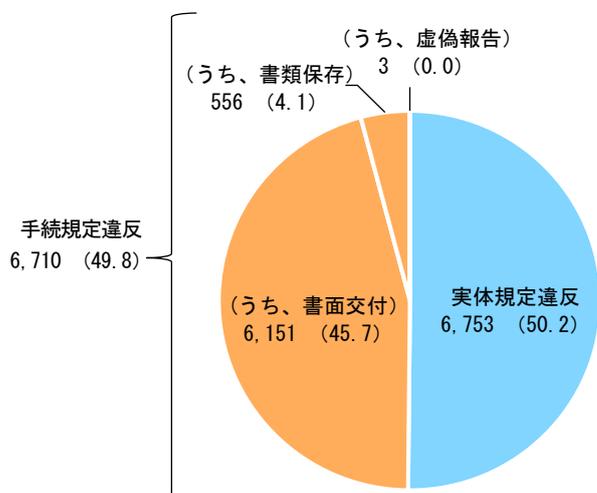
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ( )内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数(13,463件)の内訳

[単位：件、(％)]

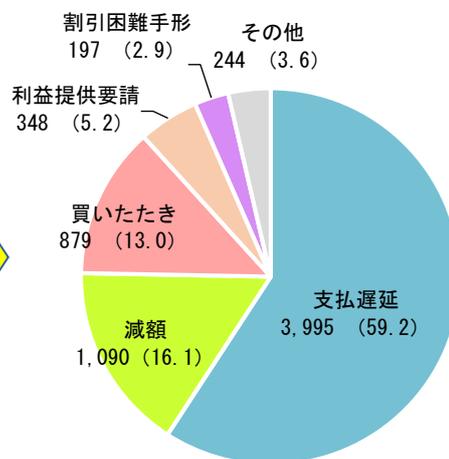


(注) ( )内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数(6,753件)の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

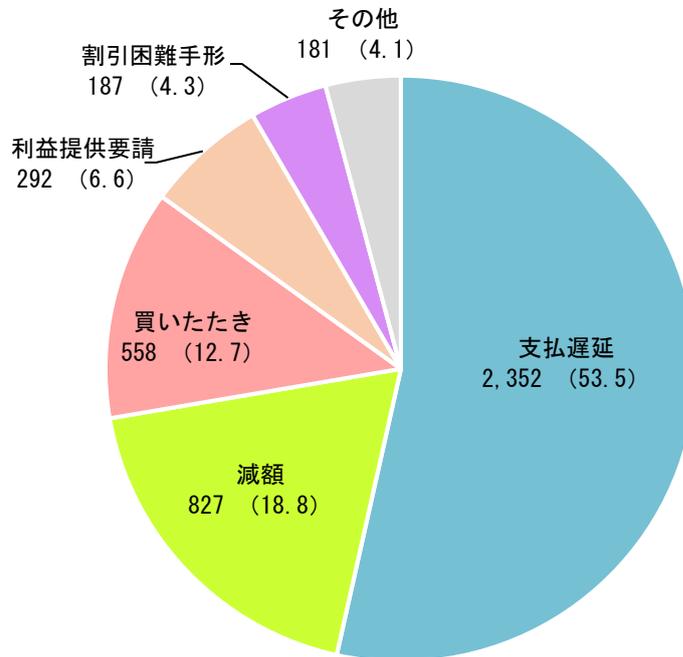


(注) ( )内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,397件）の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

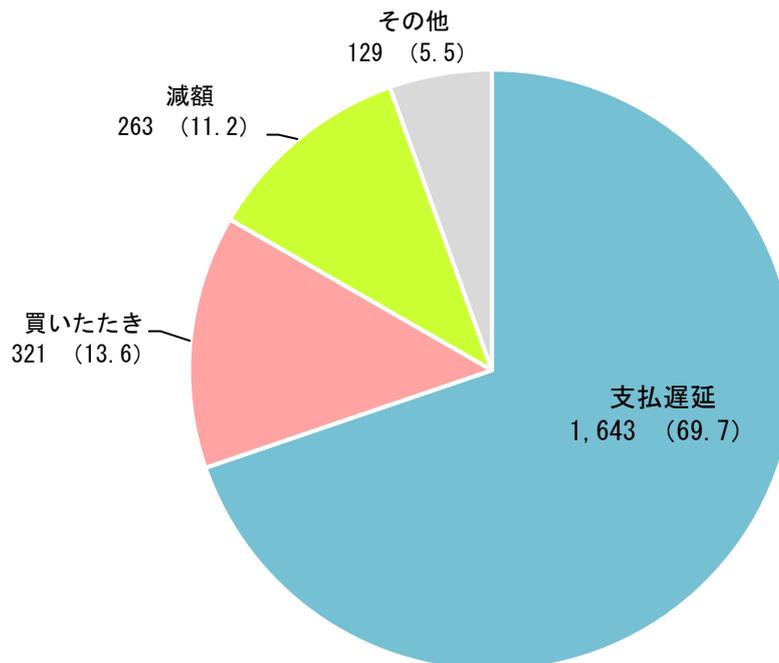


(注) ( ) 内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,356件）の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

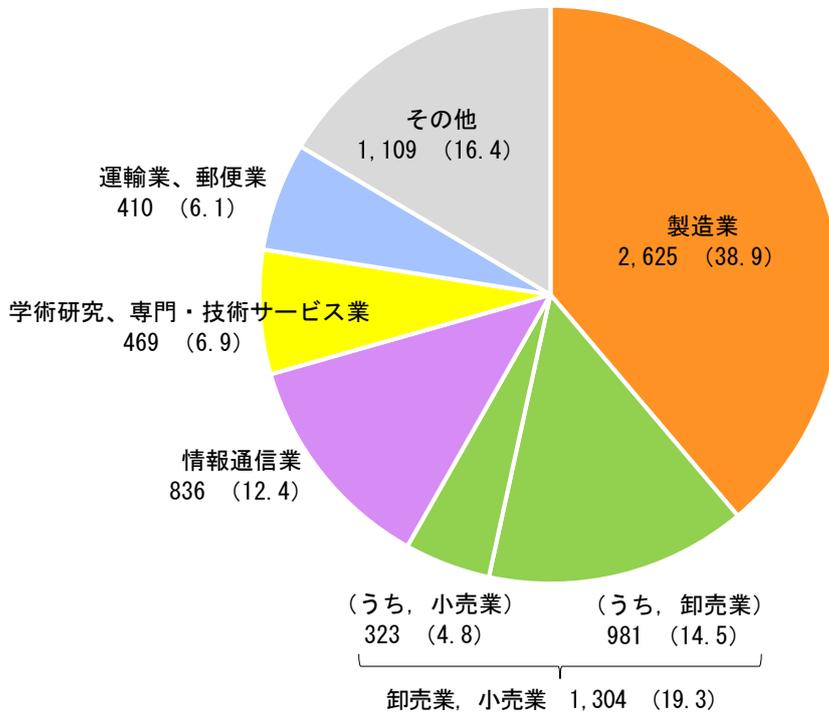


(注) ( ) 内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9-1図 実体規定違反件数（6,753件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

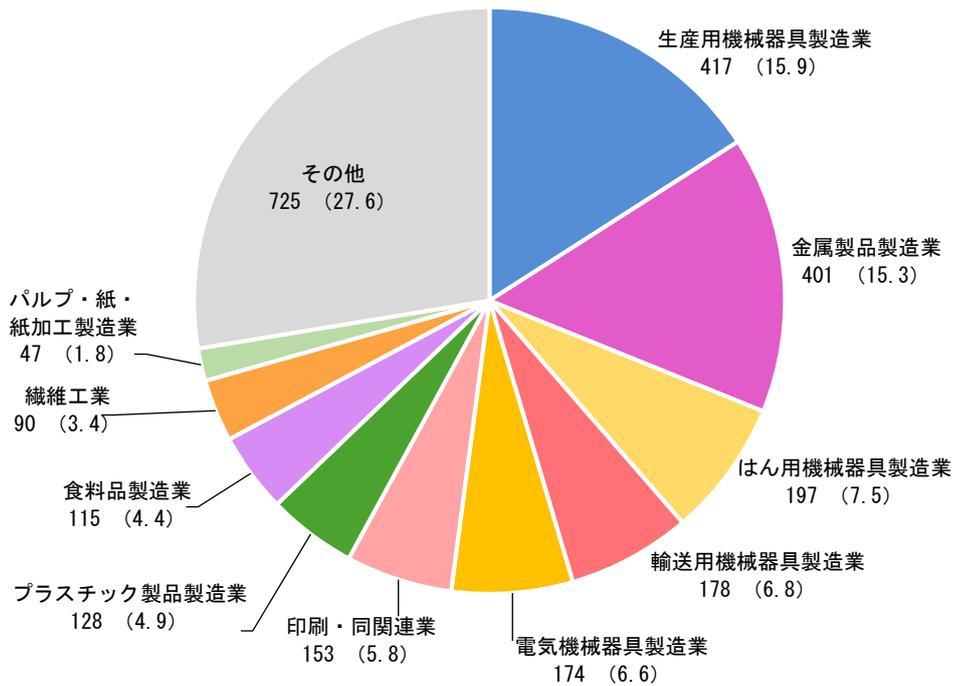
[単位：件、（%）]



(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-2図 製造業に係る実体規定違反件数（2,625件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、（%）]



(注) ( ) 内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第5表、第10図及び第11図参照）

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者174名から、下請事業者6,122名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額37億2789万円相当の原状回復が行われた。

第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

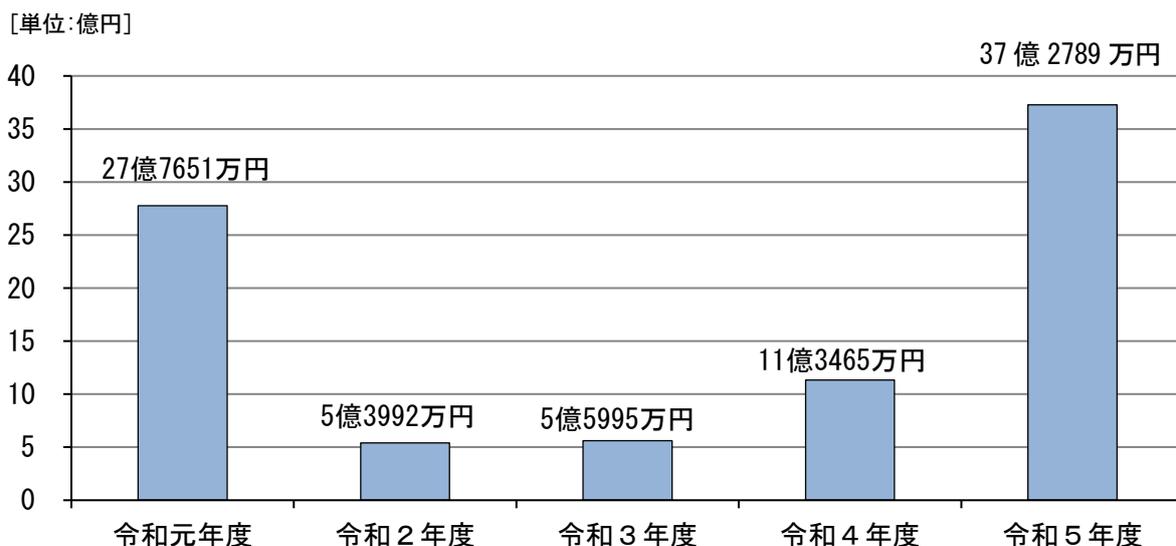
違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数(注1)	原状回復を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
減額	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
支払遅延	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
返品	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
やり直し等	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
購入等強制	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	(注3)-	-	-
	令和3年度	-	-	-
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
買ったたき	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-
受領拒否	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
割引困難な手形の交付	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
合計	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

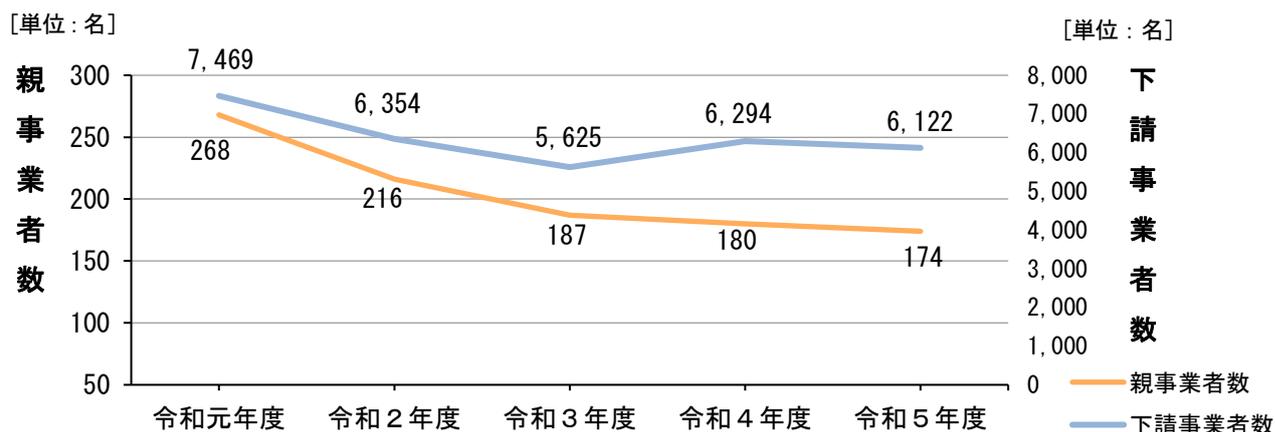
(注2) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第10図 原状回復額の推移



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



## 第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。その上で、令和5年3月1日、当委員会は、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適切な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめた。具体的には、①独占禁止法の執行強化、②下請法の執行強化等、③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を実施してきたところ、令和5年度における具体的な取組内容及び今後の取組は以下のとおり。

### <特設ウェブサイト>

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
に関する公正取引委員会の取組

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

#### 1 労務費の適切な転嫁のための価格転嫁に関する指針

現下の急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。その取引環境の整備の一環として、令和5年11月29日、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表した。

指針の公表後、指針がより実効的なものとなるよう、全国8ブロックで指針の内容・活用方法に関する企業向けの説明会を実施した。また、地方版政労使会議の機会も活用しながら、周知徹底に努めているところである。

その上で、発注者と受注者の双方が指針に記載の「12の行動指針」に沿って対応することが重要であり、今後、指針の実施状況についてフォローアップのための特別調査を実施する。

#### 2 独占禁止法の執行強化

##### (1) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和4年3月30日、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（以下「緊急調査」という。）の中心となる対象業種として22業種を選定し、同年6月には受注者8万名に対し、同年8月には発注者3万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、同年12月27日、緊急調査の結果を取りまとめ、公表した。

令和5年においては、令和4年の緊急調査の結果等を踏まえ、11万名を超える事業者に対して「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の

価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を行い、令和5年12月27日に結果を取りまとめ、公表した。調査の結果、独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）に該当する行為が認められた事業者8,175名に注意喚起文書を送付した。回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合については、令和4年の緊急調査では21.2%（注意喚起文書送付対象者数4,030名／回答者数18,998名）であったのに対し、今般の特別調査では17.1%（注意喚起文書送付対象者数8,175名／回答者数47,725名）と4.1ポイント減少した。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、事業者名公表に係る個別調査の対象となり得ると認められる発注者に対し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査を実施し、当該個別調査の結果、令和6年3月15日、相当数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者10名について、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表した。

## (2) 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。

当委員会は、令和4年9月に荷主3万名に対し、令和5年1月に物流事業者4万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、現下の労務費、原材料価格、エネルギー等のコスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主101名に対する立入調査を実施した。そして、同年6月1日、調査結果を取りまとめ、公表した。同調査においては、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主777名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。

また、令和5年においても荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、同年9月29日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和6年1月12日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。今後、書面調査等の結果を踏まえ、同年6月上旬に調査結果を取りまとめ、公表する。

## 3 下請法の執行強化等

### (1) 重点業種における立入調査の実施

公正取引委員会は、令和5年5月30日、令和4年度における下請法の処理状況等を踏まえ、令和5年度における下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した。

また、当委員会は、令和5年度には、これらの業種の事業者に対し、187件の重点的な立入調査を実施した。

(2) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした。当委員会は、令和5年度においては、14件の改善報告書の提出を求めた。

(3) 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

法違反等が多く認められる27業種における取引適正化に向けた取組強化の把握のため、令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該業種の関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請し、令和6年1月18日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた。

4 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

(1) 法律上問題となり得る取引価格の据置きに関する考え方の周知

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、当委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に新たにQ&Aを追加し、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

当委員会は、上記の下請法運用基準及び独占禁止法Q&Aについて、関係省庁とも連携しつつ、事業者、事業者団体等向けの周知徹底を図っている。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日、運用基準の改正を行った（令和6年4月1日から同月30日まで意見公募手続を実施）。

(2) 相談対応の強化

公正取引委員会は、相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和5年度においては、下請法に関する相談が16,204件、優越的地位の濫用に関する相談が4,813件の合計21,017件の相談に対応した。また、令和3年9月8日、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置したところ、当該相談窓口ではフリーダイヤル経由で電話相談に対応している。

当委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けているところ、令和5年度は、当委員会に対して891件の情報が寄せられた。

当委員会では、令和5年12月27日、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けるため、受注者が匿名で

情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、令和6年3月末までに69件の情報が寄せられた。

「違反行為情報提供フォーム」

(買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

また、当委員会は、令和3年9月8日以降、中小事業者等からの要望に応じ、下請法及び優越的地位の濫用について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施している。令和5年度においては、4件のオンライン相談会を実施した。

さらに、当委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、相談を受け付けている。令和5年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

当委員会は、引き続き、相談対応の強化を進めていく。

## 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) – ゼロゼロ – 110 番

**電話番号 0120-060-110**

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

### (3) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

#### ア 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「見直そう」その一言で救われる」を令和5年度の特選作品として選定した。

#### イ コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、令和5年度において、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習（講習会 30 回、講習動画の配信）、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習（講習動画の配信）、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習（講習動画の配信）、④事業者団体が開催する研修会等への出講（講師派遣 104 回）を実施した。

#### ウ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和5年度においては、関係事業者団体約 1,700 団体に対し、令和5年12月8日に要請を行った。

#### エ 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会は、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」という。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について、繊維業は 90 日、その他の業種は 120 日とし、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、当委員会は、改めて業界の商慣行、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更し、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について、業種を問わず 60 日にすることとし、令和6年2月28日から同年3月28日まで、関係各方面から意見を募集した。パブリックコメントで頂いた意見を踏まえ、令和6年4月30日に成案を公表した。今後、半年程度の周知期間を置いて、同年11月1日から運用を開始する予定である。

#### オ 下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。令和5年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った（寄せられた主な意見は別紙4参照）。

## 令和5年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
家庭電気製品の販売業 (R5. 6. 29 勧告)	<p>(株)ノジマは、令和元年7月から令和4年10月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「拡売費」の額 イ 「物流協力金」の額 ウ 「セールリベート」の額 エ 「キャッシュリベート」の額 オ 「オープンセール助成」の額 カ 「発注手数料」の額</p> <p>減額金額は、下請事業者2名に対し、総額7310万9046円であり、(株)ノジマは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
パワー半導体製品の販売業 (R5. 11. 30 勧告)	<p>サンケン電気(株)は、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者は無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>サンケン電気(株)は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1136万9160円を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
菓子等の製造販売業 (R5. 12. 22 勧告)	<p>(株)伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「春夏協賛」の額 イ 「秋冬協賛」の額 ウ 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ 「特別値引き」の額 オ 「クレーム処理代」の額</p> <p>② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ 下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者66名に対し、総額837万460円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者50名に対し、総額66万1650円であり、(株)伊藤軒は勧告前にこれらの金額を下請事業者を支払っている。</p>	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第1項第4号(返品の禁止)
自動車部品の製造販売業 (R6. 1. 23 勧告)	<p>(株)メタルテックは、令和4年5月から令和5年6月までの間、原材料を加工する際に生じる鉄スクラップを下請事業者が売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑(くず)費」と称して、下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者5名に対し、総額6193万7555円である。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
紙パルプ加工品等の製造販売業 (R6. 2. 15 勧告)	<p>王子ネピア(株)は、令和3年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者1名に対し、2622万7735円超であり、王子ネピア(株)は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
一般貨物自動車運送、貨物利用運送業 (R6. 2. 21 勧告)	ダイオーロジスティクス㈱は、令和3年1月から令和4年8月までの間、下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。 利用させた金額は、下請事業者2名に対し、総額6995万7800円であり、ダイオーロジスティクス㈱は勧告前に、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益相当額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
自動車空調システム等の製造販売業 (R6. 2. 28 勧告)	サンデン㈱は、遅くとも令和4年1月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する金型及び治具を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 サンデン㈱は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者に支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車等の製造販売業 (R6. 3. 7 勧告)	日産自動車㈱は、令和3年1月から令和5年4月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者36名に対し、総額30億2367万6843円であり、日産自動車㈱は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
食料品等の販売業 (R6. 3. 12 勧告)	コストコホールセールジャパン㈱は、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 令和3年11月から令和5年10月までの間、「クーポンサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 令和3年11月から令和5年6月までの間、「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ② 返品 令和3年11月から令和5年12月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額3350万3828円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額199万8476円であり、コストコホールセールジャパン㈱は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第1項第4号(返品の禁止)
中古自動車の販売業 (R6. 3. 15 勧告)	㈱ビッグモーターは、次の行為を行っていた。 ① 買ったたき 令和3年12月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者1名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。 ② 購入等強制 令和3年12月頃から令和5年4月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者9名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。 ③ 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和3年8月頃から令和5年6月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪又は生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者5名に対し、経済上の利益を提供させていた。	①第4条第1項第5号(買ったたきの禁止) ②第4条第1項第6号(購入・利用強制の禁止) ③第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
中古自動車の販売業 (R6. 3. 15 勧告)	㈱ビーエムハナテンは、令和4年4月頃から令和5年1月頃までの間、下請事業者3名に対し、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
消費者等に販売する婦人服等の製造業 (R6. 3. 19 勧告)	<p>株式会社Gioは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 令和4年1月から令和5年5月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引(1.5%)」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者14名に対し、総額8205万2292円であり、株式会社Gioは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
産業用モータの製造販売業 (R6. 3. 25 勧告)	<p>ニデックテクノモータ株式会社は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>ニデックテクノモータ株式会社は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1812万4480円を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

## 令和5年度における下請法違反実例(勧告以外)

## 1 買ったたきの事例

違反行為等の概要	関係法条
<p>荷主から請け負う食料品の運送を下請事業者に委託しているA社は、一部の事業所において、人件費、燃料費等の運送業務に係るコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で回答することなく取引価格を据え置き、また、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく取引価格を据え置いていた。</p>	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)
<p>荷主から請け負う貨物の運送等を下請事業者に委託しているB社は、エネルギーコスト等が上昇している状況を認識していたにもかかわらず、下請事業者から値上げ要請がなければ協議を行うことをせず、また、エネルギーコスト等の上昇に関する定期的な価格交渉の機会も設けることなく、値上げ要請のなかった下請事業者に係る取引価格を据え置いていた。</p>	
<p>荷主から請け負う貨物の運送等を下請事業者に委託しているC社は、荷主が自社に支払う運賃を引上げなかった場合には、下請事業者から運賃引上げの申入れがない限り、取引価格を引き上げることはなく、また、取引価格を引き上げる必要性について自ら明示的に協議することなく、取引価格を据え置いていた。</p>	
<p>自動車部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、通常、補給品の単価は量産品の単価よりも高くなることを認識しているにもかかわらず、補給期間において、下請事業者から値上げ要請がなければ、補給品への移行に係る単価の見直しの必要性について協議をすることなく、取引価格を据え置いていた。</p> <p>また、半期に一度、取引先(自動車部品メーカー)から材料費の市況変動に基づく価格改定の通知を受けて、下請事業者に対しても同様に価格改定の通知を行っているところ、労務費(加工費)及びエネルギーコストについては、下請事業者との間で価格交渉の場を設けることなく取引価格を据え置いていた。</p>	
<p>住宅設備機器の部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、原材料費等の高騰に伴う下請代金見直しの必要性について、自ら積極的に協議していなかった。また、下請事業者から値上げ要請を受けたにもかかわらず、下請代金を従来どおりに据え置く場合には、口頭で連絡するのみで、据え置く理由等を書面で回答していなかった。</p>	

## 2 金型に関連する事例(型の無償保管に係る不当な経済上の利益の提供要請)

違反行為等の概要	関係法条
<p>自動車部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、自社が所有権を有する金型を下請事業者に貸与して部品の製造を委託しているところ、金型の保管状況をまとめた台帳を整備して下請事業者ごとに管理しているものの、金型に係る保管方法、保管期間、保管費用などの一切の条件について下請事業者と何ら書面等で取り交わしておらず、金型の保管に要する費用として、保管料、保管場所整備のための工事費用及びメンテナンス費用を下請代金(部品の単価)に反映させることなく、また、一時金のような形で支払うこともなく、製造委託する部品が補給品となって以降、下請事業者に最長で約18年間にわたって金型を無償で保管させていた。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
<p>住宅設備機器の部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、自社が所有権を有する金型を下請事業者に貸与して部品の製造を委託しているところ、年に1回、金型の所在について確認調査を行い、その際に下請事業者へ返却・廃棄の希望の有無を照会しているが、保管費用に関しては、一部の下請事業者に対しては保管費用を負担しているものの、それ以外のほとんどの下請事業者に対しては特段の対応を採っておらず、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に金型を無償で保管させていた。</p>	
<p>建設機械の部品の製造及び設計を下請事業者に委託しているH社は、自社が販売する建設機械の部品の製造に用いる金型等を下請事業者に貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を下請事業者が無償で保管させていた。</p>	

## 措置件数（8,281件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和5年度			令和4年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	258	256
東北地区	青森県	42	42
	岩手県	63	53
	宮城県	114	97
	秋田県	37	48
	山形県	66	72
	福島県	95	84
東北地区計		417	396
関東甲信越地区	茨城県	94	121
	栃木県	72	94
	群馬県	82	120
	埼玉県	262	302
	千葉県	175	167
	東京都	2,834	2,680
	神奈川県	431	537
	新潟県	137	213
	山梨県	35	44
	長野県	128	179
関東甲信越地区計		4,250	4,457
中部地区	富山県	60	55
	石川県	70	80
	岐阜県	85	110
	静岡県	149	187
	愛知県	386	422
	三重県	59	53
中部地区計		809	907
令和5年度			令和4年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	40	55
	滋賀県	70	75
	京都府	161	166
	大阪府	758	795
	兵庫県	230	253
	奈良県	21	42
	和歌山県	21	28
近畿地区計		1,301	1,414
中国地区	鳥取県	28	42
	島根県	44	42
	岡山県	133	116
	広島県	189	212
	山口県	72	72
中国地区計		466	484
四国地区	徳島県	35	27
	香川県	69	74
	愛媛県	72	72
	高知県	34	40
四国地区計		210	213
九州地区	福岡県	259	262
	佐賀県	36	37
	長崎県	39	43
	熊本県	57	54
	大分県	41	42
	宮崎県	40	31
	鹿児島県	42	25
	九州地区計		514
沖縄地区	沖縄県	56	50
全国計		8,281	8,671

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

## 下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

**1 適切な価格転嫁の実現に向けた取組・課題**

- 公正取引委員会など国の政策の後押しがあり、価格転嫁状況は好転していると思う。取引先から値上げの必要性について問い合わせたところもあった。(生産用機械器具製造業、道路貨物運送業)
- 労務費やエネルギーコストの価格転嫁は進んでいない。エビデンスを示すこと自体も困難。(生産用機械器具製造業、化学工業<sup>1</sup>、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業<sup>2</sup>、水運業)
- いわゆる「物流 2024 年問題」は新規制による運転手不足が背景にある。4 月以降、収入減による運転手不足を招かないために運賃値上げが必要である。(道路貨物運送業)
- 行政機関の入札関係においては、予定価格が上がらないと価格転嫁につながらない。当社の方からコストを積算して価格転嫁を求めるような状況にない。(金属製品製造業、その他の事業サービス業<sup>3</sup>、専門サービス業(他に分類されないもの)<sup>4</sup>)
- 海上運送の運賃自体が市況ベースで設定されており、コストの積上げで運賃が決まる訳ではないので、燃油サーチャージ分をいくらか価格転嫁できたからといって、それで適正運賃を収受したか不明なケースも多い。(水運業)
- 荷主側に規制がないのが問題。ドライバーの労働が時間で規制がかけられているので、荷主側も運送に要した時間(ドライバーを拘束した時間)に応じた運賃を設定するような規制をかける必要がある。(道路貨物運送業)
- 価格転嫁を申し入れたことによる取引数量減少や取引停止といったことを懸念している。(電気機械器具製造業、繊維工業、道路貨物運送業)

**2 下請代金の手形払の状況**

- 手形サイトが短縮されると手元資金の増加、割引金利負担の減少などといったメリットがある。(金属製品製造業、化学工業<sup>5</sup>、電気機械器具製造業、繊維工業、道路貨物運送業)

---

<sup>1</sup> プラスチック製造業

<sup>2</sup> 電気めっき業

<sup>3</sup> ビルメンテナンス業

<sup>4</sup> デザイン業

<sup>5</sup> プラスチック製造業

- 下請法対象外の取引では代金回収が長いままである。そうした中で下請法対象取引における支払手形等の規制が厳しくなると資金繰りが苦しくなる。(生産用機械器具製造業<sup>6</sup>、化学工業<sup>7</sup>、その他の卸売業<sup>8</sup>)

### **3 免税事業者及びインボイス制度への対応状況**

- 必要性があつて取引をしているため、インボイスへの登録要請や取引価格の引下げは行っていない。(電気機械器具製造業、金属製品製造業<sup>9</sup>、繊維工業、印刷・同関連業、情報サービス業、道路貨物運送業、水運業)

### **4 フリーランスとの取引状況**

- 他社やフリーランスに業務委託するのが前提のビジネスモデルであるので、これまでトラブル防止のため契約書を取り交わし、支払等にも注意している。(情報サービス業)
- フリーランス・事業者間取引適正化等法に対応するため、業界団体において、適正な発注書面のひな形を会員に提示する予定である。(映像・音声・文字情報制作業)

### **5 多重下請構造の問題**

- 限られた数の荷物を輸送するのに多くの事業者が関わってくるので多重下請構造になりやすい。今後は淘汰が進むと思われるが、高度成長時代の需要量(貨物量)に応じて増えた事業者数(供給能力)が、現在の需要量に応じた数にまで減らないことに市況改善が進まない根本的な問題があり、結果として運賃も上がってこない。(水運業)
- 2000年頃の規制緩和推進政策により、新規参入が増えて安値受注が横行しトラック運送の実勢運賃も下がった。加えて、実運送を行わない利用運送事業者の問題がある。これがいなくなるだけでも実運送業者の取り分は増加する。(道路貨物運送業、その他サービス業)
- システム業界の仕事は需要が流動的であるので、システム会社は仕事量が最低の場合を基準として常勤者雇用を行い、人手が足りない場合は付き合いのある他社に外注するという事業構造が常態化した。そうした人材紹介の連鎖が、多重下請構造の一因になっている。このような構造は雇用が不安定で新しい人材が育たないのでよろしくない。(情報サービス業)

<sup>6</sup> 金属用金型・同部分品・附属品製造業

<sup>7</sup> プラスチック製造業

<sup>8</sup> 家具・建具・じゅう器等卸売業

<sup>9</sup> 電気めっき業

## 6 公正取引委員会への意見・要望

- メーカーや荷主などといった上流の取引改善をしていかないと中流・下流の価格転嫁は進んでいかないので、公正取引委員会には厳しく指導してもらいたい。  
(生産用機械器具製造業<sup>10</sup>、印刷・同関連業、情報サービス業、道路貨物運送業、その他の事業サービス業<sup>11</sup>)
  
- 労務費指針や特別調査の結果の公表などといった取組は、影響が大きく評価できる。このような取組を継続し、周知徹底し、価格転嫁の機運を高めてもらいたい。(金属製品製造業、生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、食料品製造業、機械器具卸売業、道路貨物運送業)
  
- テレビコマーシャルなど多くの人が目にする媒体の利用や、商工会議所や中小企業団体中央会といった組織を利用してもっと積極的に広報、情報発信をすべきである。(食料品製造業、印刷・同関連業、専門サービス業(他に分類されないもの)<sup>12</sup>)

---

<sup>10</sup> 金属用金型・同部分品・附属品製造業

<sup>11</sup> ビルメンテナンス業

<sup>12</sup> デザイン業

下請法違反勧告事件一覧（直近5年度分）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
R1- 1	森永製菓株	製造	H31. 4. 23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	株LIXILビバ	製造	R1. 9. 27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業株	製造	R1. 9. 27	減額(期間契約, 特別物件価格協力, 手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装株	製造	R1. 9. 30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業株	製造	R1. 11. 22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	株レリアン	製造	R2. 2. 14	減額(マークダウン等による値引き, 手数料, 金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)	13	1,491,058,351	10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	株サンクゼール	製造	R2. 3. 19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		
R2- 1	株リーガルコーポレーション	製造	R2. 4. 10	返品			26	11,474,218
R2- 2	株コモディイダ【措置請求】	製造	R2. 6. 18	減額(リベート, POP代, 振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	株フジデン	役務	R2. 7. 30	減額(CS管理費, 防犯カメラ代)	12	28,826,725		
R2- 4	マツダ株	製造	R3. 3. 19	不当な経済上の利益の提供要請(手数料)			3	51,123,981
R3- 1	株ティーガイア	役務	R3. 6. 23	減額(戻入金)	8	56,609,388		
R3- 2	東京吉岡株	製造	R3. 6. 30	減額(歩引)	24	20,150,166		
R3- 3	株ナガワ【措置請求】	製造	R3. 11. 12	減額(早期支払割引料)	66	19,119,134		
R3- 4	株イング	製造	R4. 3. 1	減額(物流費, 物流業務委託料)	24	70,948,217		
R4- 1	株エスアイシステム	製造	R4. 9. 9	減額(写真代)	46	36,280,847		
R4- 2	廣川株	製造	R5. 3. 8	減額(歩引, でんさい手数料, 振込手数料)	87	13,236,486		
R4- 3	岡野バルブ製造株	製造	R5. 3. 16	不当な経済上の利益の提供要請(木型)			9	8,863,668
R4- 4	株キャメル珈琲	製造	R5. 3. 17	減額(センターフィー) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(下段)	58	7,484,506	49	3,053,210
							46	3,130,160
R4- 5	工機ホールディングス株	製造	R5. 3. 27	買ったたき			1	3,029,268
R4- 6	株ナフコ	製造	R5. 3. 29	返品			181	40,426,744
R5- 1	株ノジマ	製造	R5. 6. 29	減額(拡売費, 物流協力金, セールリベート, キャッシュリベート, オープンセール助成, 発注手数料)	2	73,109,046		
R5- 2	サンケン電気株	製造	R5. 11. 30	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			16	11,440,660
R5- 3	株伊藤軒	製造	R5. 12. 22	減額(春夏協賛, 秋冬協賛, 振込手数料, 特別値引き, クレーム処理代) 返品	66	8,370,460	50	661,650
R5- 4	株メタルテック	製造	R6. 1. 23	減額	5	61,937,555		
R5- 5	王子ネピア株	製造	R6. 2. 15	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し			1	26,227,735超
R5- 6	ダイオーロジスティクス株	役務	R6. 2. 21	購入・利用強制			2	69,957,800
R5- 7	サンデン株	製造	R6. 2. 28	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			61	-
R5- 8	日産自動車株	製造	R6. 3. 7	減額	36	3,023,676,843		
R5- 9	コストホールセールジャパン株	製造	R6. 3. 12	減額, 返品	20	33,503,828	11	1,998,476
R5- 10	株ビッグモーター	製造	R6. 3. 15	買ったたき, 購入・利用強制, 不当な経済上の利益の提供要請			12	-
R5- 11	株ビーエムハナテン	製造	R6. 3. 15	購入・利用強制			3	-
R5- 12	株Gio	製造	R6. 3. 19	減額	14	82,052,292		
R5- 13	ニデックテクノモータ株	製造	R6. 3. 25	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			44	18,124,480

(注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2) 「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。